

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成29年1月27日

分任支出負担行為担当官九州地方整備局
川内川河川事務所長 坂元 浩二

1 調達内容等

- (1) 調達件名及び数量 平成29年度「南部ブロック」中型車両管理業務 1式
(電子入札対象案件)
- (2) 調達案件の特質等 入札説明書による。
- (3) 履行期間 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで
- (4) 履行場所 川内川河川事務所管内及び川内川河川事務所が指示する場所、宮崎河川国道事務所管内及び宮崎河川国道事務所
が指示する場所、大隅河川国道事務所管内及び大隅河川
国道事務所が指示する場所、鹿児島国道事務所管内及び
鹿児島国道事務所が指示する場所、鶴田ダム管理所管内
及び鶴田ダム管理所が指示する場所。

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額（月額）に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

入札者は、本調達案件価格のほか、本調達案件に要する一切の諸経費を含めた契約希望金額を見積もるものとする。

(6) 電子調達システム（G E P S）の利用

本調達案件は、競争参加資格確認申請書及びその添付書類（以下「申請書等」という。）の提出及び入札を電子調達システムで行う対象案件である。なお、電子調達システムによりがたい場合は、紙入札方式参加願を提出するものとする。

2 競争参加資格

次に掲げる条件を満たしている者であること。

(1) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

(2) 競争参加資格（全省庁統一資格）

① 平成28・29・30年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」のA、B、C又はD等級に格付けされた九州・沖縄地域の競争参加資格を有する者であること。

② 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申し立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申し立てがなされていない者であること。

ただし、手続開始の申し立てがなされている者においては、以下の1）及び2）の要件を満たす場合、競争参加資格（全省庁統一資格）を有するものとする。

1）手続開始の決定を受けていること。

2）手続開始の決定後、以下のア）～ウ）を競争参加資格申請場所のいずれか1箇所に提出していること。

ア）更生手続開始決定書又は再生手続開始決定書（鮮明であれば写しでも可）

イ）許可決定に伴い定款、役員等に変更があった場合には、それを証明する書類（鮮明であれば写しでも可）

ウ）上記イ）に伴う競争参加資格審査申請書変更届（物品製造等）

③ 競争参加資格（全省庁統一資格）の申請の時期及び場所については、「競争参加者の資格に関する公示」（平成27年12月24日付官報）に記載されている時期及び場所で申請を受け付ける。

(3) 九州地方整備局管内に本店、支店又は営業所等があること。

(4) 事業協同組合として申請書を提出した場合、その構成員は、単体として申請書を提出することはできない。

(5) 申請書等の提出期限の日から開札の時まで（4月3日契約の入札で落札決定を保留している場合は落札決定の時まで）の期間に、九州地方整備局長から指名停止を受けていないこと。

(6) 下記①～③のいずれかの資格を有する業務管理者を配置できること。

① 道路交通法第74条の3に定める安全運転管理者の選任を受けている者で、1年以上の運転管理の実務経験を有すること。

② 3年以上の運転管理の実務経験を有すること。

③ 発注者が上記①又は②と同等であると認める者。

注) 1 運転管理の実務とは、「自動車の運転手に対し、運転について指示、指導し監督すること」をいう。

注) 2 ③の同等とは、下記1) 2) をいう。

1) 道路運送法又は貨物自動車運送事業法に基づく「運行管理者」

2) 官公庁において、過去に運転管理の実務経験のある者

(7) 業務管理者の担当車両台数

競争参加資格申請においては、上記(6)の資格を有する業務管理者の担当できる委託車両台数の制限を設けない。

但し、業務実施時における業務管理者が担当できる委託車両台数は、平成29年度に九州地方整備局及び事務所が発注する同種業務及び本業務を合わせて25台未満とする。

(8) 別紙、『平成29年度「南部ブロック」中型車両管理業務仕様書』第3条に定める車両管理責任者、車両管理員の資格を満たす者を配置できるものであること。

(9) 電子調達システムによる場合は、電子認証（ICカード）を取得していること。

- (10) 警察当局から、暴力団が実質的に経営を支配する者またはこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (11) 入札説明書の交付を直接受けた者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先
〒895-0075 鹿児島県薩摩川内市東大小路町20-2
九州地方整備局川内川河川事務所 経理課 専門官（内線226）
電話0996-22-3272 FAX0996-22-6907
- (2) 入札説明書の交付場所及び交付方法
 - ① 交付場所は、上記（1）に同じ。
 - ① 郵送による交付は、郵送料を別に必要とする。
- (3) 電子調達システムのURL
<http://www.geps.go.jp/>
- (4) 電子調達システム、持参及び郵送等による申請書等の提出期限
平成29年2月13日 17時00分
- (5) 電子調達システム、持参及び郵送等による入札書の提出期限
平成29年3月3日 17時00分
- (6) 開札の日時及び場所
平成29年3月6日 10時30分
九州地方整備局 川内川河川事務所 入札室
- (7) 開札の日には落札決定を保留したうえで落札決定者を決定し、4月3日に落札決定を行う。契約日は平成29年度予算（暫定予算を含む。）が平成29年4月3日までに成立した場合は4月3日とし、4月4日以降に成立した場合はその成立日とする。
なお、契約日にかかわらず、履行期間の始期は平成29年4月1日とする。

4 その他

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札保証金及び契約保証金 免除
- (3) 競争参加資格の確認のため入札者に要求される事項
本調達案件の入札に参加を希望するものは、分任支出負担行為担当官の交付する入札説明書に基づく申請書等を作成し、下記により提出しなければならない。
 - ① 電子調達システムにより参加を希望する者は、申請書等を作成し、上記3（4）に示す提出期限までにこれを上記3（3）に示すURLに電子調達システムを利用し、提出しなければならない。
 - ② 紙入札方式により参加を希望する者は、申請書等を作成し、これを上記3（4）に示す提出期限までに上記3（1）に示す場所に提出しなければならない。
また、①、②いずれの場合も、開札日の前日までの間において分任支出負担行為

担当官から申請書等の内容に関する説明を求められた場合には、それに応じなければならぬ。

(4) 落札対象

申請書等は、分任支出負担行為担当官において資格審査を行い、本調達案件の遂行が可能と認められると判断した当該申請書等に係る入札書のみを落札対象とする。

(5) 入札の無効

① 競争に参加する資格を有しない者、入札に関する条件に違反した者、入札者に求められる義務を履行しなかった者及び電子調達システムを利用するための電子認証（ＩＣカード）を不正に使用した者のした入札は無効とする。

② 落札予定者は、車両管理責任者、車両管理員（代務を行う車両管理員を含む。）を定め、資格を満たすことを証する書類を添付のうえ、平成２９年３月２１日迄に発注者に提出し、承諾を受けなければならない。

その内容が仕様書第３条の資格を満たさない場合は、その入札を無効とする場合がある。

③ 落札予定者は、業務実施計画書を作成し、平成２９年３月２１日迄に発注者に提出しなければならない。業務実施計画書を提出しない者、若しくはその内容に不備がある場合は、その入札を無効とする場合がある。

(6) 契約書の作成の要否 要

(7) 落札者の決定方法

予算決算及び会計令第 79 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低価格をもって入札した者を落札者とする場合がある。

また、原則として、当該入札の執行における入札執行回数は２回を限度とする。

なお、当該入札回数までに落札者が決定しない場合は、原則として予算決算及び会計令第 99 条の 2 の規程に基づく随意契約には移行しない。

(8) 手続きにおける交渉の有無 無

(9) 本入札に係る契約締結は、当該業務に係る平成 29 年度予算が成立し、予算示達がなされることを条件とする。

(10) 暫定予算となった場合、本調達案件に係わる予算が全額計上されているときは、全体の契約期間の契約とするが、当該予算が全額計上されていないときは、全体の契約期間に対する暫定予算の期間分のみの契約とする。なお、本予算成立後は平成 30 年 3 月 31 日までとする。

(11) 分任支出負担行為担当官は、平成 29 年度予算が成立し及び予算示達がなされた結果、予算の範囲内で常に運行できる体制をとるべき台数を変更することがある。

(12) 本調達案件に関する詳細は入札説明書による。